

令和8年度滞在型観光推進計画策定支援等委託業務仕様書

第1 委託業務名

令和8年度滞在型観光推進計画策定支援等委託業務

第2 事業の目的

中山間地域において、一つの宿や一つの地域に連泊しながら、地元の方々との交流や地域ならではの文化、歴史等に触れて過ごすことのできる地域を創出する。

第3 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

第4 業務内容

受託者は、本事業の目的を達成するため、以下の業務の実施、必要な手配及び経費の支払いを行うこと。

1 セミナー等の企画・運營業務

「宿泊施設を中心に長期滞在できる地域づくり」に向けた市町村及び関係事業者の機運の醸成と宿泊事業者と地域の観光関連事業者等との連携強化を目的としたセミナー等を開催する。

(1) セミナー内容等

下記の2つのテーマについて、先進事例を交えて、その効果や取り組む際の方法、ポイント等を講演するセミナーを開催する。なお、当該事業の進め方やエリア公募、空き家改修等に係る支援制度等についても、併せて説明を行うこと。

- ①宿泊施設を中心とした中山間地域における長期滞在の取組（分散型宿泊施設、滞在型観光商品造成 等）
- ②インバウンド観光に効果的な地域資源を活用した取り組み（集客方法、体験コンテンツ等）

(2) 対象者

市町村、宿泊事業者、地元事業者（体験事業者、飲食店等）、観光協会、広域観光組織、商工会 等

(3) 開催回数等

上記1（1）の①、②のテーマについて、各1回以上開催すること。二部制として、同日に開催することも可とする。

なお、①については、5月中旬までに開催することを想定しているが、最終的な内容等は委託者と協議のうえ決定する。

(4) 開催方法等

高知県内全エリアを対象とするため、遠隔地からの受講に配慮して、オンライン配信を活用することとするが、可能な限り会場でも受講できるようにすること。

開催にあたっては、市町村や宿泊施設等への適切な情報発信（電子メール、チラシ、インターネット等）により、セミナー開催を周知し、広く参加を促すこと。

また、後日、研修内容をアーカイブで視聴できるように対応すること。

(5) その他

参加者の募集、当日の設営及び運営は受託者が行い、申込者数や参加人数、参加者の属性等を速やかに報告すること。

2 中山間地域で長期滞在できる態勢づくり

中山間地域において、宿泊施設を中心に長期滞在できる地域となる可能性が高いエリアを選定し、事業計画策定に向けた専門家の伴走支援等により、長期滞在できる態勢づくりを行う。

(1) 候補エリアの選定

中山間地域において長期滞在できる地域づくりに必要な条件を、他県の成功事例等も参考に整理したうえで、選定基準（実施体制（プレイヤー）、物件、地域資源、資金計画等）を定め、当該事業のセミナーを受講する等、取組に対する意欲の高い市町村や観光協会を対象として募集すること。なお、募集にあたっては、市町村や宿泊施設等への適切な情報発信（セミナー、チラシ、インターネット等）により、広く周知を行うこと。

応募のあった市町村や観光協会に対して、応募内容の精査やヒアリング等を実施したうえで、選定基準に基づいて委託者と協議し、4エリアを選定すること。

(2) 事業計画策定等

ア 現地調査、地域住民・事業者との意識合わせ等

市町村・関係事業者等との協議や物件、地域資源、地域プレイヤーの調査、発掘等により、現状把握や課題、強みを抽出する。また、地域が一体となり取組を推進することができるよう、地域での勉強会や先進地視察等を実施すること。なお、先進地視察に要する経費について、旅費相当額及び体験料相当額は本委託料の中から負担し、宿泊費相当額及び食糧費相当額は各参加者が負担するよう企画すること。

イ 事業計画（案）の作成

各エリアの課題や強みに応じて、コンセプトや対象地域、施設設備、運営体制、スケジュール、イニシャルコスト・ランニングコスト、資金調達等を検討し、地域との意識合わせ等を実施したうえで、取組内容や到達基準、スケジュール等を記載した事業計画（案）を作成すること。

ウ モニターツアー実施

長期滞在できる地域づくりの創出に関する知見の深い有識者を招聘するモニターツアーを企画・実施し、さらなる地域資源の発掘等、実現可能性や観光客への訴求力向上に向けた改善を行うこと。なお、有識者は各エリア3名程度を招聘し、実施に要する経費（旅費、宿泊費等）は、本委託料の中から負担することとする。

エ 事業計画案の磨き上げと策定

モニターツアーによる有識者の意見等を踏まえ、イの事業計画（案）を磨き上げ、事業計画を策定すること。

3 宿泊施設を中心とした地域の取組支援

宿泊施設を中心とした同一地域内の複数の観光関連事業者等で構成するグループ（以下、地域連携グループという。）が実施する、地域での観光客の長期滞在を促進するための取組

に対して、専門家を派遣し、課題の洗い出しや効果的に取り組むための助言等を行う。

(1) 専門家派遣の体制整備

想定される課題・ニーズごとにアドバイザーをリストアップし、委託期間中にスムーズに派遣できる体制を整備すること。なお、契約後速やかに専門家のリストを作成し、委託者の確認を受けること。

(2) 支援先（地域連携グループ）の選定

選定基準（実施体制（プレイヤー）、取組内容、地域資源等）を定め、専門家等の指導・助言を受けて、地域での観光客の長期滞在を促進するための取組を主体的に進める意欲を持った地域連携グループを対象として募集すること。なお、募集にあたっては、宿泊施設等への適切な情報発信（セミナー、チラシ、インターネット等）により、事業内容を周知し、活用を促すこと。

応募のあった地域連携グループに対して、応募内容の精査やヒアリング等を実施したうえで、選定基準に基づいて委託者と協議し、5つの地域連携グループを選定すること。

(3) 専門家派遣等による支援

地域連携グループ毎に、現状分析や課題・ポテンシャル等を抽出したうえで、地域での観光客の長期滞在を促進するための取組への支援方針（課題に応じた専門家選定、支援内容、派遣回数等）を定めること。なお、派遣回数については、連携する観光関連事業者数や取組内容等を踏まえて、委託者と受託者の協議により決定する。

支援方針に基づき、専門家を派遣し、地域の強みや特徴を踏まえて、テーマや具体的な取組を示した計画の策定等を支援すること。その際は、顕在化されていない課題がないか総合的に分析を行うこと。

また必要に応じて、事業計画の実践プロセスの支援（ソフト事業）^{*}や、国の支援策、補助金制度の活用を提案すること。

※実践プロセスの支援

【対象経費】

ア 専門家による指導等に要する経費（専門家謝金、旅費、原材料費等）

イ 社員・スタッフ研修に要する経費（講師謝金、旅費（宿泊費及び食糧費を除く。）、資料代等）

ウ コンサルタント業者等への委託に要する経費（役務費、委託料等）

エ デザイン業者等への委託に要する経費（役務費、委託料等）

オ 計画策定等に向けた会議に要する経費（資料代等）

カ その他事業の趣旨に沿った取組に要する経費（大量の印刷や消耗品購入、講師が対象施設に宿泊する場合の宿泊等の費用は対象外）

【取組例】

- ・空き家改修等に向けた建築専門家による現場確認（専門的な助言、概算費用の見積等）
- ・地域と連携した長期滞在向け宿泊プラン、高付加価値プランの造成
- ・地域の食材を活用した共通メニューの開発
- ・複数の宿泊施設と飲食店が連携した飲食店マップの作成
- ・各施設のワーケーションスペースや温浴設備等を相互に利用できる仕組みづくり

・SNS運用戦略の策定 など

(4) プレ事業の実施

専門家による指導等を踏まえ、地元事業者や市町村等を招聘したプレ事業（体験コンテンツの実証、新作メニューのお披露目会等）を企画・実施すること。

(5) 報告書の作成

指導・助言内容等は報告書にまとめ、使用した資料とともに委託者に提出すること。

(6) 継続実施に向けた仕組みづくりへの支援

支援を受けた地域連携グループが、事業終了後自らでPDCAを回し、継続して取組を実施できる仕組みづくりについて支援を行うこと。

4 中山間地域でのより面的な分散型ホテル構築に向けた可能性調査

中山間地域において、歴史的な町並み等を生かした分散型ホテルを核とした地域づくりや自然景観を生かした宿泊滞在拠点づくりができる可能性が高いエリアを選定し、分散型ホテルに関する知見やノウハウを有する事業者（以下「知見を有する事業者」という。）による活用可能性調査を実施し、民間活用や事業者誘致等につなげる。

(1) 調査エリアの選定

選定基準（実施体制（プレイヤー）、地域資源、活用可能な物件の有無、地域の強み等）を定め、当該事業のセミナーを受講する等、取組に対する意欲の高い市町村又は観光協会を対象として募集すること。なお、募集にあたっては、市町村や宿泊施設等への適切な情報発信（セミナー、チラシ、インターネット等）により、広く周知を行うこと。

応募のあった市町村や観光協会に対して、応募内容の精査やヒアリング等を実施したうえで、選定基準に基づいて委託者と協議し、2エリアを選定すること。

(2) 現地視察の実施

知見を有する事業者を招聘し、調査エリアの現地視察を各3回程度実施すること。なお、知見を有する事業者の選定については、調査エリアの状況等を踏まえて、委託者と受託者の協議により決定する。

ア 現地視察に係る日程調整、スケジュール作成及び招聘に必要な旅行手配等（旅費、宿泊費、当日の移動手段の支払いを含む。）を行い、現地視察に同行すること。

イ 市町村又は観光協会と連携し、調査エリアの情報（活用見込みの空き家数、周辺の観光資源、地域ならではの特性、キーマンの有無等）を整理すること。

ウ 市町村又は観光協会と連携し、現地視察における説明資料を作成すること。なお、現地視察において、知見を有する事業者への説明を担当する者については、委託者及び市町村又は観光協会との協議により、適任者を決定する。

エ 現地視察後、各知見を有する事業者からの意見や専門的なアドバイス等を集約し、調査報告書を作成すること。

(3) 検討会の開催

市町村、観光協会及び地元事業者等を招集し、調査報告書を踏まえた調査エリアの活用可能性や今後の方針等について検討し、取りまとめを行うこと。

5 取組事例の公表・横展開

本業務で実施した支援によって各事業者が取り組んだ事例について、県内の他のエリア

や宿泊施設等へ横展開を図るため、以下の内容を行うこと。

(1) 取組事例の整理

取組事例を、支援内容やエリア、施設規模、事業形態等で分類し、地域での観光客の長期滞在に向けて主体的に取り組む際の参考となるように整理を行う。

(2) 成果報告会の実施

成果の報告だけでなく、新たなエリアや地域連携グループの取組が生まれるきっかけとなるような内容とすること。

(3) 効果的な方法による情報共有

ホームページ掲載や旅館組合への発信のほか、SNSの活用等、効果的な横展開の方法を検討し、実施すること。

6 物件調査

中山間地域宿泊施設開設支援事業費補助金を活用して開設を予定する物件について、県からの指示に基づいて分散型宿泊施設の構築可能性や建物の状態などを確認するため、以下の調査を行うこと。（3物件程度を想定）

(1) 宿泊施設としての運営可能性に関する調査

(2) 物件の耐震診断や老朽度などの調査

(3) 都市計画法上の用途地域や災害危険区域の指定などの状況

7 その他必要な業務の実施

1～6に記載する項目のほか、必要となる業務を委託者と相談のうえ実施すること。

第5 成果品の提出

1 委託業務全体の実績報告書

2 本業務で作成・仕様した資料（募集案内、各実施計画書、完了報告書、補助資料等）

3 その委託者の指示するもの

※成果物は印刷物、電子データ（CD-R、DVD-R等）を提出すること。

第6 その他

1 受託者は本業務を実施するにあたっては、委託者と十分な調整を行うこと。

2 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対し、業務の進捗状況について報告を求められることができる。

3 この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

4 この仕様書に定める事項は、契約締結後、契約額の範囲内で変更する場合がある。